

入札説明書

兵庫県立美術館美術情報システム更新業務（賃貸借）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
兵庫県立美術館美術情報システム更新業務（賃貸借）
- (2) 入札公告日
令和 8 年 10 月 16 日付け兵庫県公報
- (3) 仕 様
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和 9 年 3 月 22 日から令和 14 年 3 月 21 日まで
- (5) 履行場所
兵庫県立美術館美術情報センター（機器の配置場所は当館が指定する場所とする。）

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、所定の物品関係入札参加資格申請書に関係書類、入札公告の写しを添えて、下記受付場所へ持参し、随時審査を受けた上で入札参加申込みを行うこと。

※提出書類に不備等がある場合は、時間を要することがあるので、できるだけ早く審査を受けること。

【審査受付窓口】

兵庫県出入納局物品管理課物品班（電話番号：078-341-7711（代表））

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が上記(2)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達に参加していないこと。ただし、上記(1)については代表企業のみで足りる。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出 2 (1) の資格を有することを証明する書類を添付して令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 6 時までに 4 (1) アの場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類

に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

(1) 参加申込

ア 申込場所

兵庫県立美術館（兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1－1－1）

電話番号：078-262-0901 担当：岡野

イ 参加申込の期間

令和 8 年 10 月 17 日（土）から 10 月 30 日（金）までの午前 10 時から午後 6 時まで
（正午から午後 1 時までを除く。）

なお、休館日（10 月 19 日、26 日）は郵送のみ受け付け。

ウ 参加申込の方法

イの期間中にアへ持参又は送付。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による申込については、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 6 時までにアの場所に必着すること。

エ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書

(イ) 県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し、又は随時審査受付済みの審査申請書（又は受付票）の写し

(ウ) 企業グループの場合は、個々の構成員それぞれに関する前記(ア)及び(イ)の書類を提出するとともに、企業グループ構成申請書(別途様式)、各構成員の委任状(企業グループ用)(別添様式)を提出すること。

オ 入札参加資格の確認

(ア) 入札に参加できる者の確認基準日は、前記イの最終日とする。

(イ) 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を申込み受付後、令和 8 年 11 月 6 日（金）までに申込者へ文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で発送する。

については、返信用封筒（定型長 3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110 円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(2) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。提出後は、下記へ確認の電話連絡をすること。

ア 受付期間

令和 8 年 10 月 17 日（土）から令和 8 年 11 月 16 日（月）正午までの午前 10 時から午後 6 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ただし休館日（令和 8 年 10 月 19 日（月）、同月 26 日（月）、11 月 2 日（月）、同月 9 日

(月)、同月 16 日 (月)) は持参及び電話連絡非対応。

イ 受付場所

兵庫県立美術館総務課 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-1-1

E-mail Bijyutsukan@pref.hyogo.lg.jp

電話番号 078-262-0901 FAX 078-262-0903

ウ 提出書類

質問書 (様式は任意)

エ 提出方法

(ア) 質問書を電子メール、FAX または持参により提出すること。

(イ) 電子メールによる送信にあたっては、5 MB 以下の容量であること。

オ 質問の回答

回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、入札参加申込者あて (辞退届を提出したもの等は除く。) 連絡する。

(ア) 閲覧期間

令和 8 年 11 月 17 日 (火) から同月 25 日 (水) まで (休館日 (同月 24 日 (火)) を除く。)

の午前 10 時から午後 6 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

カ 閲覧場所 前出 4 (1) アに同じ。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記 (1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 兵庫県立美術館総務課 (兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-1-1)

電話番号 078-262-0901

- (2) 期間 令和 8 年 10 月 16 日 (金) から同月 30 日 (金) まで (同月 19 日 (月)、26 日 (月) を除く。) の午前 10 時から午後 6 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

8 入札・開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 11 月 26 日 (木) 午前 11 時

場所 兵庫県立美術館 1 階会議室

9 入札書の提出方法

- (1) 書面による入札とし、入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便 (書留郵便に限る。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 号に規定する一般信書便若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 (以下「郵送等」という。) による入札については、令和 8 年 11 月 25 日 (水) 午後 6 時までに上記 4 (1) アの場所に必着のこと。

ただし、入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格 (登録) 者名簿に登録されていない者は、開札の日までに物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

- (2) 郵送等による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封筒の表皮にそれぞれ「入札事項名」、「入札書」・「入札書 (再入札用)」・「入札辞退届 (初度入札又は再度入札で辞退する場合)」の区別を記入すること。

- (3) 前出 4 (1) オ(イ)の一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

10 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参または到達していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 6 時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、開札の日以前の任意の日を開始日とし、令和 8 年 12 月 3 日（木）を終期とする入札保証保険に加入すること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (7) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

11 入札の辞退

入札参加資格を認められた者において、入札書を提出するまでは、入札辞退届（別添様式）により入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

12 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。
- ア 入札事項名は、前出 1 (1)に示した名称とする。
- イ 年月日は、入札書の提出日とする。
- ウ 入札書の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
- エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
- オ 外国業者にあって押印の必要があるものは、署名をもって代えることができる。
- (3) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (4) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。
- (7) 物品関係入札参加資格（登録）者名簿の登録申請を行った者から審査の終了前に入札書が提出された場合においては、その者が開札の日時までに入札参加資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理する。

13 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

14 無効とする入札

- (1) 前出 2 に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出 2 に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 前出 1 の物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約によることができる。随意契約を希望する場合は、直ちに見積書を提出すること。

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 60 箇月を乗じた額）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 6 時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

なお、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号に該当する場合は免除する。

イ 前期アのただし書きの入札保証保険の保険期間は、本件入札の参加申込後、開札日以前の任意の日から令和 8 年 12 月 3 日（木）までとし、落札者に係る入札保証金は、契約締結の日まで保管する。

ウ 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 60 箇月を乗じた額）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

エ 入札保証金は落札決定後これを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結した

ときに還付する。

オ 入札を辞退したものは、落札決定後これを還付する。

カ 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収書等を県に提出するものとする。

キ 前記エのただし書きの規程にかかわらず、落札者から申し出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

ク 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

ケ 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、県に属する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

イ 前記アのただし書きの履行保証保険契約の保険期間は、契約期間とし、契約保証金は、契約満了の日まで保管する。

18 契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。

(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有する。

(3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(5) 契約にあたり、契約候補者が暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者等の統制下にない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約する書類の提出を求める。(契約額が200万円未満の場合は求めないことがある。)

19 その他の注意事項

(1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

20 本件事務担当

兵庫県立美術館総務課 担当 岡野

所在地 〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1

電話番号 078-262-0901 FAX 078-262-0903

電子メール Bijyutsukan@pref.hyogo.lg.jp